

**富士フイルムビジネスイノベーション
グリーン調達基準書**

Ver. 2.0



FUJIFILM group
Green Policy

2023年2月

**富士フイルムビジネスイノベーション株式会社
品質保証部 環境商品安全統括グループ**

改訂履歴

改訂No.	制定・改訂内容	制定・改訂日
Ver.1.0	社名変更により制定	2021年4月
Ver.2.0	<ol style="list-style-type: none">含有制限化学物質に以下の10物質群を追加<ul style="list-style-type: none">C9-C14 PFCAとその塩、およびその関連物質PFHxSとその塩、およびその関連物質長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸(LCPFAC)およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)1~7個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素類 (MOAH)炭素数 16~35個の鉱物油飽和炭化水素類 (MOSH)リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))ペンタクロロチオフェノール (PCTP)禁止基準値を法令の記載通りに修正<ul style="list-style-type: none">短鎖型塩化パラフィン(C10-13)ポリ塩化ターフェニルフマル酸ジメチル三置換有機スズ化合物ジブチルスズ化合物 (DBT)、ジオクチルスズ化合物 (DOT)カドミウム、水銀(電池のみ変更)富士フィルムのグリーン調達基準フォームに合わせた見直し<ul style="list-style-type: none">取引先への依頼内容を修正リサイクル方針、および分析方法の詳細に関する記述の削除環境管理物質の関連法令等の表を別表1に統合含有禁止物質の適用除外用途リストを整合含有管理物質、製造時使用規制物質、例示化学物質リストを削除	2023年2月

目次

1. はじめに	P. 3
2. 本基準書の目的	P. 3
3. 適用範囲	P. 3
4. グリーン調達基準	P. 3
5. 取引先様へのお願い事項	P. 3
6. 用語の説明	P. 4
別表 1. 含有制限化学物質管理基準	P. 5
別表 2. 欧州 RoHS 指令適用除外項目	P. 9
別表 3. chemSHERPA 管理対象物質の基準となる法令、業界標準	P. 13

1. はじめに

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社、およびその関係会社(以下、弊社と記す)は、環境負荷の低減と製品・化学物質の安全確保のため、事業活動において、地球温暖化対策、資源循環や製品含有化学物質の管理を推進しています。これらを推進するためには、単に環境法規制を順守するのみならず原材料や部品等の調達から、製品の製造、販売、使用、廃棄に至る、製品のライフサイクル全体の視点で自主管理基準を定め、社会的な要請に応じていくことが重要と考えています。本基準書では、「富士フイルムグループ 調達方針」に基づき、弊社が調達する物品に対して定めた化学物質の管理基準を示します。

2. 本基準書の目的

弊社の調達品に関する、グリーン調達の基準を定めること。

3. 適用範囲

弊社が生産・販売・提供する製品に用いるために調達する化学物質、混合物、部品、部材、製品、包材、および副資材。ただし、トナー、キャリア、感光体材料、インクなどは除く。

4. グリーン調達基準

下記(1)から(3)の全ての基準が満たされていること。

- (1)調達品が含有制限化学物質^{※1} を含まないこと。ただし、弊社が基準値を設定している場合は、本基準値^{※2} を満たしていること。
 - (2)調達品に含まれる含有制限化学物質、および含有量把握管理化学物質に関する、正確な含有情報が提供されること。
 - (3)調達品の含有化学物質の管理は、産業界で広く利用されている「製品含有化学物質管理ガイドライン」または同等の管理基準に基づいた管理が実施されていること。
- ※1 ※2 含有制限化学物質とその基準値は別表 1 に記載します。

5. 取引先様へのお願い事項

グリーン調達を推進するため、下記の各項目についてご協力をお願いします。

(1)グリーン調達基準に適合した調達品の納品

別表 1 に示す含有制限化学物質管理基準に適合した化学物質、混合物、部品、部材、製品、包材、および副資材の納品をお願いします。

弊社「グリーン調達基準」に定める含有制限化学物質を使用していないことを保証するために、商品別に全部品を対象として別途弊社調達部門から依頼する「グリーン調達基準の遵守の誓約書」を提出していただきます。提出方法は、提出時期と合わせ弊社調達部門から別途要請します。

(2)グリーン調達基準に従った情報の提供

弊社へ納入される化学物質、混合物、部品、部材、製品、包材、および副資材が、グリーン調達基準に適合した調達品であることを示す情報の一つとして、弊社依頼元からの指示に従い、JAMP が推奨する情報伝達シート(chemSHERPA-AI または chemSHERPA-CI) の提供をお願いします。

なお、調達品の含有化学物質情報、該当法規情報に変更があった場合は、上記資料の更新と提供をお願いします。ただし、弊社より別のフォーマットを指定する場合があります。

(3)グリーン調達基準に従った調達品の管理

- ①弊社へ納入する化学物質、混合物、部品、部材、製品、包材、および副資材について、「製品含有化学物質管理ガイドライン」または同等の管理基準に基づいた管理をお願いします。一次取引先様にかかれば二次以降の取引先様にも本基準遵守について責任を持って管理・指導していただくようお願いいたします。
- ②有害化学物質の使用禁止を速やかに実現するために、ISO14001 などの「環境マネジメント」および ISO9001 の「品質マネジメント」の取得更新をお願いします。
- ③取引先様における化学物質管理体制を、「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づいた監査を実施させていただくことがあります。

(4)その他

弊社製品に対する法規制または弊社顧客要請に対応するため、特定の化学物質(群)、法令、基準、および規格に関して下記対応をお願いする場合があります。

- ①法規制順守証明書類の提出
- ②法規制順守を記載した購入仕様書または契約書の取り交わし

- ③各国環境ラベルの個別要求に対する証明書の提出
例 中国 CEC 環境ラベルにおけるフタル酸ジデシル(DIDP)、フタル酸ジイソニル(DINP)、フタル酸ノルマルジオクチル(DNOP)、および 16 種類の多環芳香族炭化水素(PAHs)等
- ④化学物質分析データの提出
弊社では生産開始前に国際標準(IEC62321)に基づく RoHS 検査を実施しています。検査の過程で含有懸念などが発覚した場合は、グリーン調達基準の含有禁止物質を順守していることの確認のため、部品別、物質別に分析データを提出していただきます。分析方法と合わせて、個別に弊社から提出を依頼します。

6. 用語の説明

(1)含有制限化学物質

以下のいずれかに該当する化学物質。

- ①化学物質、混合物、部品、部材、製品、包材、および副資材への含有が、法令により禁止または制限される化学物質。
- ②弊社の方針として、納入される化学物質、混合物、部品、部材、製品、包材、および副資材への含有を禁止、または制限する化学物質。

(2)含有量把握管理化学物質

chemSHERPA 管理対象物質。弊社に納入される調達品に含有されている場合に、その含有量を把握、管理する。

(3)JAMP

アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP: Joint Article Management Promotion-consortium) の略称。アーティクル(部品、部材、製品、包材、および副資材)が含有する化学物質の情報を適切に管理しサプライチェーンの中で円滑に開示・伝達する仕組みを作り、その普及を目的とした日本産業界横断の活動推進主体。

* JAMP/chemSHERPA ウェブサイト: <https://chemsherpa.net/>

(4)別のフォーマット

JAMP と同様に産業界で広く用いられている管理基準に従う含有化学物質情報伝達のフォーマット。弊社が指定する。

(5)chemSHERPA 管理対象物質

JAMP が定めた製品含有化学物質の情報伝達の対象とする物質。人々の健康障害予防や環境保全のために管理が必要な物質であり、サプライチェーン全体の関係者が合意できるものとして選定されている。(別表3参照)

最新の管理対象物質は、JAMP/chemSHERPA ウェブサイトにて確認のこと。

(6)情報伝達シート

化学物質/混合物または成形品に含有される報告対象の化学物質情報を開示・伝達するための情報伝達シート。情報を伝達する対象の化学物質は chemSHERPA 管理対象物質として定められる。

化学物質、混合物のためのシート	chemSHERPA-CI
アーティクル(部品、部材、製品、包材、および副資材)のためのシート	chemSHERPA-AI

(7)製品含有化学物質管理ガイドライン

JAMP が発行したガイドライン。サプライチェーン全体を通じた含有化学物質管理が、効率的、合理的に推進されるように、特に含有化学物質管理のポイントとなる化学物質/混合物からアーティクルへの変換工程に着目し、さらに前後の工程も視野に入れて、正確で効率的な含有化学物質管理を行うための管理の要件を示す。上記ガイドラインは、JAMP ウェブサイトより入手できる。

(8)法規制順守証明書類

弊社へ納入される化学物質、混合物、部品、部材、製品、包材、および副資材が、特定の法規制を順守していることを取引先様が明記した書類。

別表 1. 含有制限化学物質管理基準

No.	物質名	主な対象法規制	対象製品/部品	規制値	適用除外製品/用途
1	アスベスト類	EU REACH 付属書 XVII	すべて	含有禁止	なし
2	アゾ染料・顔料	EU REACH 付属書 XVII	皮膚又は口腔に直接かつ長時間接触する織物/皮革製品	特定アミン)として 30 ppm 以下	分解しても特定アミンを発生しないアゾ染料・顔料
3	短鎖型塩化パラフィン (C10-13)	EU POPs 規則	すべて	1,500 ppm 未満	なし
4	無機シアン化合物	弊社方針	すべて	含有禁止	毒物および劇物取締法で毒物に指定される無機シアン化合物以外
5	ペンタクロロフェノール (PCP)	化審法 弊社方針	すべて	含有禁止	なし
6	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	EU RoHS 指令	すべて	1,000 ppm 以下	なし
7	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	EU RoHS 指令	すべて	1,000 ppm 以下	なし
8	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	EU POPs 規則	すべて	含有禁止 不純物としての含有情報がある場合は弊社へご連絡ください。	なし
9	ポリ塩化ターフェニル (PCT)	EU REACH 付属書 XVII	すべて	50 ppm 以下/材料あたり	なし
10	ポリ塩化ナフタレン(塩素数 1 以上)	EU POPs 規則	すべて	含有禁止	なし
11	三置換有機スズ化合物 (トリブチルスズ (TBT)化合物、トリフェニルスズ (TPT)化合物 を含む)	EU REACH 付属書 XVII	すべて	1,000 ppm 以下 (スズ換算) (部品・部材あたり)	なし
12	オゾン層破壊物質	モントリオール議定書 弊社方針	すべて	含有禁止	製造時使用および部品含有以外
13	ベンゼン (CAS No.71-43-2)	労安法 弊社方針	すべて	含有禁止	なし
14	ヘキサクロロベンゼン (CAS No.7118-74-1)	化審法 弊社方針	すべて	含有禁止	なし
15	1,1,2-トリクロロエタン (CAS No.79-00-5)	弊社方針	すべて	含有禁止	なし
16	カドミウムおよびその化合物	EU RoHS 指令	下記に示す対象以外	100 ppm 以下	別表 2 参照
		EU 電池指令	電池	20 ppm 以下/製品あたり	なし
		EU 包装材指令	包装材	カドミウム、水銀、鉛、六価クロムの合計値 100 ppm 以下	なし
17	水銀およびその化合物	EU RoHS 指令	下記に示す対象以外	1,000 ppm 以下	別表 2 参照
		EU 電池指令	電池	5 ppm 以下/製品あたり	なし
		EU 包装材指令	包装材	カドミウム、水銀、鉛、六価クロムの合計値 100 ppm 以下	なし

No.	物質名	主な対象法規制	対象製品/部品	規制値	適用除外製品/用途
18	鉛およびその化合物	EU RoHS 指令	下記に示す対象以外	1,000 ppm 以下	別表 2 参照
		米国プロポジション 65	熱硬化性樹脂または熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル・コード	300 ppm 以下/ 表面被覆あたり	なし
		EU 電池指令	電池	40 ppm 以下/ 製品あたり	なし
		EU 包装材指令	包装材	カドミウム、水銀、鉛、六価クロムの合計値 100 ppm 以下	なし
19	六価クロム化合物	EU RoHS 指令	下記に示す対象以外	1,000 ppm 以下	別表 2 参照
		EU 包装材指令	包装材	カドミウム、水銀、鉛、六価クロムの合計値 100 ppm 以下	なし
20	臭素系難燃剤 (PBBs、PBDEs、HBCDD を除く)	ドイツ Blue Angel、日本エコマーク、弊社方針	外装カバーを構成するプラスチック部品(コントロールパネル含む)、コントロールパネル上のプラスチックボタン	含有禁止	加熱体に隣接する部品
			包装材		
21	ポリ塩化ビニル (PVC)	ドイツ Blue Angel、弊社方針	外装カバーを構成するプラスチック部品(コントロールパネル含む)、コントロールパネル上のプラスチックボタン	含有禁止	加熱体に隣接する部品
			包装材		
22	放射性物質	核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法、弊社方針	すべて	含有禁止	なし
23	トリブチルスズニオキシド (TBTO) (CAS No.56-35-9)	EU REACH 付属書 XVII	すべて	含有禁止	なし
24	PFOS 化合物 パーフルオロオクタンスルホン酸とその誘導体 (PFOS)	EU POPs 規則	すべて	含有禁止	① フトリソグラフィ工程で使用されるレジスト、反射防止膜 ② 写真フィルム、写真ペーパー、印刷刷版
25	ジブチルスズ化合物 (DBT)	EU REACH 付属書 XVII	すべて	1,000 ppm 以下 (スズ換算) (部品・部材あたり)	他の物質に代替すると性能・機能等の品質維持に影響する部品・材料 ただし、1,000 ppm 以下/材料中
26	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	EU REACH 付属書 XVII	2 液性室温硬化型成型材キット (RTV-2 成型材キット)	1,000 ppm 以下 (スズ換算) (部品・部材あたり)	2 液性室温硬化型成型材キット (RTV-2 成型材キット) 以外 (注 2)
27	ジメチルフマレート (DMF) (CAS No.624-49-7)	EU REACH 付属書 XVII	すべて	0.1 ppm 以下 (部品・部材あたり)	なし

No.	物質名	主な対象法規制	対象製品/部品	規制値	適用除外製品/用途
28	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (CAS No.3846-71-7)	化審法	すべて	含有禁止	なし
29	フタル酸ビス 2-エチルヘキシル (DEHP) (CAS No.117-81-7)	EU RoHS 指令	下記に示す対象以外	1,000 ppm 以下	なし
		EU REACH 付属書 XVII	包装材料	DEHP、BBP、DBP、DIBP 合計 1,000 ppm 未満(分母:納入体あたり)	なし
30	フタル酸ブチルベンジル (BBP) (CAS No.85-68-7)	EU RoHS 指令	下記に示す対象以外	1,000 ppm 以下	なし
		EU REACH 付属書 XVII	包装材料	DEHP、BBP、DBP、DIBP 合計 1,000 ppm 未満(分母:納入体あたり)	なし
31	フタル酸ジブチル (DBP) (CAS No.84-74-2)	EU RoHS 指令	下記に示す対象以外	1,000 ppm 以下	なし
		EU REACH 付属書 XVII	包装材料	DEHP、BBP、DBP、DIBP 合計 1,000 ppm 未満(分母:納入体あたり)	なし
32	フタル酸ジイソブチル (DIBP) (CAS No.84-69-5)	EU RoHS 指令	下記に示す対象以外	1,000 ppm 以下	なし
		EU REACH 付属書 XVII	包装材料	DEHP、BBP、DBP、DIBP 合計 1,000 ppm 未満(分母:納入体あたり)	なし
33	ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD)	EU POPs 規則	すべて	含有禁止	なし
34	特定多環芳香族炭化水素 (PAHs) ベンゾ (a) ピレン (BaP) (CAS No.50-32-8) ベンゾ (e) ピレン (BeP) (CAS No.192-97-2) ベンゾ (a) アントラセン (BaA) (CAS No.56-55-3) クリセン (CHR) (CAS No.218-01-9) ベンゾ (b) フルオランテン (BbFA) (CAS No.205-99-2) ベンゾ (j) フルオランテン (BjFA) (CAS No.205-82-3) ベンゾ (k) フルオランテン (BkFA) (CAS No.207-08-9) ジベンゾ (a,h) アントラセン (DBAhA) (CAS No.53-70-3)	EU REACH 付属書 XVII	人体の皮膚または口腔内に直接ならびに長時間または短時間に繰り返し接触するゴムまたはプラスチック構成部品	対象 CAS No のいずれも 1 ppm 以下/構成部品あたり	下記の部位に使用される部品が対象 ①キーボードおよびマウス、電子ペンの最外装面 ②タッチパネル式液晶パネルの最外装面 ③操作ボタンの最外装面 ④その他、弊社より指定した部品

No.	物質名	主な対象法規制	対象製品/部品	規制値	適用除外製品/用途
35	赤燐(CAS No.7723-14-0) (注:赤燐のみ)	弊社方針	電気/電子部品の電気絶縁部に使用する樹脂材料	含有禁止	電気/電子部品の電気絶縁部に使用する樹脂材料以外 ②赤燐に耐水性コーティングがされている場合、又は安全性が確認できた場合
36	パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩	EU POPs 規則	すべて	PFOA とその塩の合計で 25 ppb 以下	① フォトリソグラフィ工程で使用されるレジスト、反射防止膜
37	PFOA 関連物質	EU POPs 規則	すべて	PFOA 関連物質またはそれらの組み合わせで 1,000 ppb 以下	② 写真フィルム、写真ペーパー、印刷刷版 ①、②共に 2025/7/4 に期限満了
38	C9-C14 PFCA とその塩	EU REACH 付属書 XVII	すべて	C9-C14 PFCA とその塩の合計で、成形品や混合物中の 25 ppb 未満	電離照射または熱分解により生産されるポリテトラフルオロエチレン (PTFE) マイクロパウダー中及び PTFE マイクロパウダーを含有する工業用途及び業務用途の混合物及び成形品中の C9-C14 PFCA が 1 ppm (1,000 ppb) 未満の場合
39	C9-C14 PFCA とその関連物質	EU REACH 付属書 XVII	すべて	C9-C14 PFCA 関連物質またはそれらの組み合わせで、成形品や混合物中の 260 ppb 未満	
40	パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩	スイス化学品リスク低減条例	すべて	成形品や混合物中の 25 ppb 以下	なし
41	PFHxS 関連物質	スイス化学品リスク低減条例	すべて	関連物質の合計で、成形品や混合物中の 1,000 ppb 以下	なし
42	長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸(LCPFACs)およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物	米国 TSCA	表面コーティングのある部品	含有禁止	表面コーティングのない部品
43	フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)	EU 改正 F ガス規則 (EC)517/2014 弊社方針	すべて	含有禁止	なし
44	1~7 個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素類(MOAH)	フランス鉱物油規則 弊社方針	包装材および印刷物	使用するインク中の ① 1%以下 (2023.12.31 まで適用) ② 0.1%以下 (2024.1.1 から適用) ③ 3~7 個の芳香族環からなる MOAH が 1 ppm 以下(2024.1.1 から適用)	包装材および印刷物以外
45	炭素数 16~35 個の鉱物油飽和炭化水素類 (MOSH)	フランス鉱物油規則 弊社方針	包装材および印刷物	使用するインク中の 0.1%以下 (2024.1.1 から適用)	
46	リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP(3:1))(CAS No.68937-41-7)	米国 TSCA	接着剤、シーラント、潤滑剤、およびグリースを除くすべて	含有禁止	① 接着剤およびシーラント(2024/1/6 まで) ② 潤滑油およびグリース
47	ペンタクロロチオフェノール (PCTP) (CAS No.133-49-3)	米国 TSCA	すべて	含有禁止	なし

別表 2. 欧州 RoHS 指令適用除外項目 (ANNEX III)

表に記載の期限は法規制上の適用期限です。弊社への納入期限は法規制上の有効適用期限満了の 1 年前から原則納入禁止といたします。

No.	適用除外項目	適用期限
1	電球形等の片口金(小型)蛍光灯であって水銀含有量(1バーナー当たり)次の量を超えないもの	
1(a)	一般照明用途 30 W 未満: 2.5 mg	2023.2.24
1(b)	一般照明用途 30 W 以上 50 W 未満: 3.5 mg	2023.2.24
1(c)	一般照明用途 50 W 以上 150 W 未満: 5 mg	2023.2.24
1(d)	一般照明用途 150 W 以上: 15 mg	2023.2.24
1(e)	一般照明用途の環形または角型で、かつ管の直径が 17 mm 以下: 5 mg	2023.2.24
1(f)	特殊用途用: 5 mg	期限終了 2022.9.30
1(f)-I	UV スペクトラムで発光するよう設計されたランプ: 水銀 5 mg	2027.2.24
1(f)-II	特殊用途用: 5 mg	2025.2.24
1(g)	一般照明用途で 20,000 時間以上の寿命を有する 30 W 未満: 3.5 mg	2023.8.24
2(a)	一般照明用途の両口金の直管蛍光灯であって水銀含有量(ランプ当たり)が次の量を超えないもの	
2(a)(1)	3 波長形蛍光体を使用し、通常の寿命を有し、かつ管の直径が 9 mm 未満(例 T2): 4 mg	2023.8.24
2(a)(2)	3 波長形蛍光体を使用し、通常の寿命を有し、かつ管の直径が 9 mm 以上 17 mm 以下(例 T5): 3 mg	2023.8.24
2(a)(3)	3 波長形蛍光体を使用し、通常の寿命を有し、かつ管の直径が 17 mm を超えて 28 mm 以下(例 T8): 3.5 mg	2023.8.24
2(a)(4)	3 波長形蛍光体を使用し、通常の寿命を有し、かつ管の直径が 28 mm を超えるもの(例 T12): 3.5 mg	2023.8.24
2(a)(5)	3 波長形蛍光体を使用した長寿命(25,000 時間以上)のランプ: 5 mg	2023.8.24
2(b)	その他の蛍光灯ランプであって水銀含有量(ランプ当たり)が次の量を超えないもの	
2(b)(1)	管の直径が 28 mm を超える直管蛍光ハロゲンランプ(例 T10、および T12): 10 mg	期限終了 2012.4.13
2(b)(2)	直管蛍光灯以外のハロゲン蛍光体を使用したランプ(管の直径を問わず): 15 mg	期限終了 2016.4.13
2(b)(3)	直管蛍光灯以外の 3 波長形蛍光体を使用したランプで、管の直径が 17 mm を超えるもの(例 T9): 15 mg	2023.2.24
	直管蛍光灯以外の 3 波長形蛍光体を使用したランプで、管の直径が 17 mm を超えるもの(例 T9): 10 mg	2025.2.24
2(b)(4)	その他の一般照明用途、および特殊用途(例 電磁誘導灯): 15 mg	Replaced
2(b)(4)-I	その他の一般照明用途、および特殊用途(例電磁誘導灯): 15 mg	2025.2.24
2(b)(4)-II	その他の一般照明用途、および特殊用途(主に UV スペクトラムで発光するランプ): 15 mg	2027.2.24
2(b)(4)-III	その他の一般照明用途、および特殊用途(非常用ランプ): 15 mg	2027.2.24
3	2022.2.24 より前に上市された EEE に使用される特殊用途の冷陰極蛍光灯(CCFL)、および外部電極蛍光灯(EFL)であって水銀含有量(ランプ当たり)が次の量を超えないもの	
3(a)	短い長さのランプ(500 mm 以下): 3.5 mg	2025.2.24
3(b)	中間の長さのランプ(500 mm を超えて 1,500 mm 以下): 5 mg	2025.2.24
3(c)	長いランプ(1,500 mm を超えるもの): 13 mg	2025.2.24
4(a)	その他の低圧放電管ランプに含まれる水銀(ランプ当たり): 15 mg	2023.2.24

No.	適用除外項目	適用期限
4(a)-I	その他の低圧放電管ランプの主要スペクトラム出力範囲が UV スペクトラムであることが必要な場合に、蛍光コーティングされていない低圧放電管ランプ(ランプ当たり) : 15 mg	2027.2.24
4(b)	改善された演色指数 Ra が 80 を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって、ランプ中の水銀含有量(1 バーナー当たり)が次の量を超えないもの P(ランプ電力) ≤ 105 W : 16 mg	2027.2.24
4(b)-I	P ≤ 155 W : 30 mg	2023.2.24
4(b)-II	155 W < P ≤ 405 W : 40 mg	2023.2.24
4(b)-III	405 W < P : 40 mg	2023.2.24
4(c)	その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであってランプ中の水銀含有量(1 バーナー当たり)が次の量を超えないもの	
4(c)-I	P(ランプ電力) ≤ 155 W : 25 mg	2027.2.24
4(c)-II	155 W < P ≤ 405 W : 30 mg	2027.2.24
4(c)-III	405 W < P : 40 mg	2027.2.24
4(d)	高圧水銀(蒸気)ランプ(HPMV)に含まれる水銀	期限終了 2015.4.13
4(e)	金属ハロゲン化物ランプ(MH)に含まれる水銀	2027.2.24
4(f)	本別表 2 に特に定められていないその他の特殊用途放電管ランプに含まれる水銀	期限終了 2022.9.30
4(f)-I	本別表 2 に特に定められていないその他の特殊用途放電管ランプに含まれる水銀	2025.2.24
4(f)-II	2,000 ルーメン ANSI 以上の出力が必要なプロジェクトに使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀	2027.2.24
4(f)-III	園芸照明のために使われる高圧ナトリウム蒸気ランプ中の水銀	2027.2.24
4(f)-IV	UV スペクトラムで発光するランプ中の水銀	2027.2.24
4(g)	装飾的あるいは建築上の専門的な照明設備やライトアートのネオンサイン用の手作業で製作される発光放電管中の水銀。水銀含有量は、以下の通りに制限される： (a) 20 °C 以下の温度で感光する屋外または屋内アプリケーション用として電極対あたり 20 mg、チューブ長 1 cm あたり 0.3 mg (ただし 80 mg 以下のこと) (b) 他の全ての屋内アプリケーション用として電極対あたり 15 mg、チューブ長 1 cm あたり 0.24 mg (ただし 80 mg 以下のこと)	期限終了 2018.12.31
5(a)	陰極線管(CRT)のガラスに含まれる鉛	期限終了 2016.7.21
5(b)	ガラスへの鉛含有量が 0.2 重量%を超えない蛍光管	延長審議中
6(a)	機械加工のために、鋼材中、および亜鉛メッキ鋼板中に合金成分として含まれる 0.35 重量%までの鉛	期限終了 2019.6.30
6(a)-I	機械加工のために、鋼材中に合金成分として含まれる 0.35 重量%までの鉛、およびバッチ式溶融亜鉛メッキ鋼品中に含まれる 0.2 重量%までの鉛	延長審議中
6(b)	合金成分としてアルミニウムに含まれる 0.4 重量%までの鉛	期限終了 2019.6.30
6(b)-I	鉛を帯びたアルミニウムスクラップのリサイクルから派生することを条件として、合金成分としてアルミニウムに含まれる 0.4 重量%までの鉛成分	延長審議中
6(b)-II	機械加工目的で 0.4 重量%までの鉛成分	延長審議中
6(c)	鉛含有量が 0.4 重量%以下の銅合金	延長審議中
7(a)	高融点ハンダに含まれる鉛(すなわち鉛含有量が 85 重量%以上の鉛ベースの合金)	延長審議中
7(b)	サーバ、記憶装置、記憶アレイシステム、信号切り替え・送受信・伝送、および電気通信ネットワーク管理用のネットワークインフラ設備に使用されるはんだに含まれる鉛	期限終了 2016.7.21
7(c)-I	ガラス中、またはコンデンサ内の誘電体セラミック以外のセラミック中に鉛を含む電気電子部品(例 圧電素子)、もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	延長審議中

No.	適用除外項目	適用期限
7(c)-II	定格電圧が AC 125 V または DC 250 V またはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	延長審議中
7(c)-III	定格電圧が AC 125 V または DC 250 V 未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	期限終了 2013.1.1
7(c)-IV	集積回路、またはディスクリット半導体の部品に使われるコンデンサに用いられ、ジルコン酸チタン酸鉛をベースとした誘電セラミック材料に含まれる鉛	期限終了 2021.7.21
8(a)	一括投入混練コンパウンドペレット成形したサーマルカットオフに含まれるカドミウムとその化合物	期限終了 2012.1.1
8(b)	電気接点中のカドミウムとその化合物	期限終了 2020.2.29
8(b)-I	以下で使用される電気接点中のカドミウムとその化合物 -回路ブレーカ -熱感知制御 -サーマルモータープロテクター(密封型サーマルモータープロテクターを除く) -下記定格の AC スイッチ: -AC 250 V 以上で 6 A 以上、または -125 V AC 以上で 12 A 以上 -DC 18 V 以上で定格が 20 A 以上の DC スイッチ -電源周波数 \geq 200 Hz で使用するスイッチ。	延長審議中
9	吸収式冷凍機における冷却システム用炭素鋼の耐食作用物質として冷却溶液中で用いられる重量比が 0.75% までの六価クロム	期限終了 2020.3.5
9(a)-I	一定の稼働状態での稼働平均入力電力が 75 W 未満であって完全に、若しくは部分的に電気ヒータで稼働するように設計された吸収式冷凍機(ミニバーを含む)の冷却システム用炭素鋼の耐食作用物質として冷却溶液中で用いられる重量比が 0.75% までの六価クロム	期限終了 2021.3.5
9(a)-II	下記の吸収型冷蔵庫中の冷却システム用炭素鋼の冷却溶液中の耐食作用物質として用いられる重量比が 0.75% までの六価クロム: -一定の稼働条件で、平均 75 W 以上の電力入力使用を有する、完全または部分的に電気ヒータと共に稼働するよう設計されたもの -非電気ヒータとのみ稼働するよう設計されたもの	延長審査中
9(b)	暖房、換気、空調、冷凍(HVACR)用途向け冷媒含有冷媒コンプレッサーのベアリングシェル、およびブッシュに使用される鉛	期限終了 2018.7.5
9(b)-I	暖房、換気、空調、および冷蔵(HVACR)用途向け冷媒含有密閉型スクロールコンプレッサーで 9 kW 以下の電力を使用するものに使用されるベアリングシェル、およびブッシュ内の鉛	期限終了 2019.7.21
11(a)	C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステムに用いられる鉛	期限終了 2010.9.24
11(b)	C-プレス・コンプライアント・ピン以外のコネクタシステムに用いられる鉛	期限終了 2013.1.1
12	熱伝導モジュール形 C リング用のコーティング材料としての鉛	期限終了 2010.9.24
13(a)	光学用途に使われる白色ガラスに含まれる鉛	延長審議中
13(b)	フィルタガラス、および反射標準に用いられるガラスに用いられるカドミウムと鉛	期限終了 2018.7.5
13(b)-I	イオンロード光学フィルタガラスタイプの鉛	延長審議中
13(b)-II	本表No.39項に該当する用途を除く、ストライキング光学フィルタガラス中のカドミウム;	延長審議中
13(b)-III	フィルタガラス、および反射標準に用いられるガラスに用いられるカドミウムと鉛	延長審議中
14	マイクロプロセッサのピンとパッケージとの間の接合に用いる、2種類を超える元素で構成されるはんだに含まれる鉛で、その含有量が 80 重量%を超えて 85 重量%未満のもの	期限終了 2011.1.1
15	集積回路フリップチップパッケージ内で半導体ダイとキャリアとの間の確実な電気的接続を達成するのに必要なはんだに含まれる鉛	期限終了 2020.2.29
15(a)	次の基準の少なくとも1つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 -90 nm 以上の半導体技術ノード -任意の半導体技術ノードにおける単一ダイサイズが 300 mm ² 以上 -300 mm ² 以上のダイ、または 300 mm ² 以上のシリコンインターポーザ付きの積層ダイパッケージ。	延長審議中
16	ケイ酸塩(silicate)がコーティングされたバルブを有する直管白熱電球の鉛	期限終了 2013.9.1
17	業務用複写用途に使用される高輝度放電(HID)ランプ中の放射媒体としてのハロゲン化鉛	期限終了 2016.7.21

No.	適用除外項目	適用期限
18(a)	放電管ランプ中の蛍光粉体に活性剤として含まれる含有量 1 重量%以下の鉛で、放電管ランプが SMS (Sr,Ba) ₂ MgSi ₂ O ₇ :Pb) 等の蛍光体を含み、ジアゾ印刷複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学、硬化処理用の専用ランプとして使用される場合	期限終了 2011.1.1
18(b)	放電管ランプ中の蛍光粉体に活性剤として含まれる含有量 1 重量%以下の鉛で、放電管ランプが BSP (BaSi ₂ O ₅ :Pb) 等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される場合	延長審議中
18(b)-1	医療用光線療法機器で使用される場合、BSP (BaSi ₂ O ₅ :Pb) などの蛍光体を含む放電管ランプの蛍光粉末 (1 重量%以下の鉛) 中の活性剤としての鉛	延長審議中
19	非常にコンパクトな省エネルギーランプ(ESL)における、主アマルガムとしての特定の組成物 PbBiSn-Hg、および PbInSn-Hg、ならびに補助アマルガムとしての PbSn-Hg の鉛	期限終了 2011.6.1
20	液晶ディスプレイ(LCD)に使用される平面蛍光ランプの前部と後部基板とを接合するために使用されるガラスの中の酸化鉛	期限終了 2011.6.1
21	ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛、およびカドミウムで、例えば、ホウケイ酸ガラス、またはソーダ石灰ガラスへ塗布される場合	期限終了 2020.2.29
21(a)	ディスプレイ、および電気電子機器のコントロールパネル中に設置される照明用途のコンポーネントとして使用される、フィルタ機能を提供する色プリントガラスに使用される場合のカドミウム	期限終了 2021.7.21
21(a)	ディスプレイ、および電気電子機器のコントロールパネル中に設置される照明用途のコンポーネントとして使用される、フィルタ機能を提供する色プリントガラスに使用される場合のカドミウム	期限終了 2021.7.21
21(b)	ホウケイ酸ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛、およびカドミウム	期限終了 2021.7.21
21(c)	ホウケイ酸ガラス以外のエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛	期限終了 2021.7.21
23	コネクタを除く微細ピッチ仕上げ(ピッチが 0.65 mm 以下)が施された部品に含まれる鉛	期限終了 2010.9.24
24	機械加工通し穴のある円盤状、および平面状アレイセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛	延長審議中
25	構造材、特にシールフリット、フリットリングに用いられる表面伝導電子エミッターディスプレイ (SED)に含まれる酸化鉛	期限終了 2016.7.21
26	ブラックライトブルー(BLB)ランプのガラス管体に含まれる酸化鉛	期限終了 2011.6.1
27	125 dB SPL 以上の音響パワーレベルで数時間作動すると規定される高耐久カスピーカにトランスデューサ用はんだとして用いられる鉛合金	期限終了 2010.9.24
29	理事会指令 69/493/EEC の付属書 I(カテゴリ 1、2、3、および 4) で定義されるクリスタルガラスに含まれる鉛	延長審議中
30	導電体との電氣的/機械的なはんだ接合部分のカドミウム合金で、導電体が、音圧レベル 100 dB(A)以上の高耐久カスピーカの変換器のボイスコイルに直付けされる場合	期限終了 2016.7.21
31	水銀を含有しない薄型蛍光ランプ(たとえば、液晶ディスプレイやデザイン用または工業用照明に用いられるもの)に使用されるはんだ材料の中の鉛	期限終了 2016.7.21
32	アルゴン・クリプトンレーザ管のウインドウ組立部品を製造するために用いられるシールフリット中の酸化鉛	延長審議中
33	電力変圧器用内で直径 100 ミクロン以下の細径銅線のはんだ付けに用いられるはんだ中の鉛	期限終了 2016.7.21
34	サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計の部品中の鉛	延長審議中
36	DC プラズマディスプレイの陰極スパッタリング抑制剤として用いられる、1 台あたり 30 mg 以下の水銀	期限終了 2010.7.1
37	ホウ酸亜鉛ガラスを基板とする高電圧ダイオードのメッキ層中の鉛	期限終了 2021.7.21
38	酸化ベリリウムと接合するアルミニウムに使われる、厚膜ペースト中のカドミウム、および酸化カドミウム	期限終了 2016.7.21
39	ソリッドステートのイルミネーションまたはディスプレイ・システムで用いられる色変換 II-VI 族化合物半導体 LED(発光領域 mm ² あたりのカドミウム < 10 μg)に含まれるカドミウム	期限終了 2018.11.20
39(a)	ディスプレイ照明用途に使用されるカドミウム系半導体ナノクリスタル量子ドットのダウンシフトにおけるセレン化カドミウム(ディスプレイスクリーン 1 mm ² 当たり 0.2 μg 未満のカドミウム)	延長審議中
40	業務用音響機器に使用されるアナログオプ्टカプラーのためのフォトレジスタに含まれるカドミウム	期限終了 2013.12.13
41	技術的な理由により可搬型内燃機関のクランクケースあるいはシリンダー内に、または直接、取り付けなければならないイグニッションモジュール、およびその他の電気・電子エンジン制御システムで使われる電気・電子部品のはんだや終端仕上げ部分、および PC ボードの仕上げ部分に含まれる鉛(欧州議会、および理事会指令 97/68/EC のクラス SH:1, SH:2, SH:3)	期限終了 2022.3.31

別表 3. chemSHERPA 管理対象物質の基準となる法令、業界標準

管理対象基準	記号
化審法〔第 1 種特定化学物質〕	LR01
米国有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act: TSCA) 使用禁止または制限の対象物質 (第 6 条)	LR02
EU ELV 指令 2011/37/EU	LR03
EU RoHS 指令 2011/65/EU ANNEX II	LR04
EU POPs 規則(EC) No 850/2004 ANNEX I	LR05
EU REACH 規則(EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補物質) および ANNEX XIV (認可対象物質)	LR06
EU REACH 規則(EC) No 1907/2006 ANNEX XVII (制限対象物質)	LR07
EU 医療機器規則 (MDR) Annex I 10.4 化学物質	LR08
中国 電器電子製品有害物質制限使用管理弁法	LR09
Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	IC01
IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	IC02